

障害者雇用率守っていますか？

顧問先様優先

障害者雇用でお困りの会社様へ！

「就労移行支援事業所」 のご案内

* 今後ますます厳しくなる障害者雇用達成率に対する解決策のご案内！

障害者との共生を政府はスローガンにかかえており、一定規模以上の企業には「障害者雇用」が義務付けられています(未達は指導や納付金の対象)。しかし、企業にとって雇用とはた、とえ障害者であっても「自社にとって有用な人、業務をこなせる人」でなければなりません。自社の業務をきちんとこなせる障害者をどこで探せばいいのか…悩んでいる企業担当者の方も多いと思います。

当事務所では「障害者の方の働くための教育や訓練等の支援を行い、就労の為にサービスを行っている【就労移行支援事業所】のご案内が可能となりましたので、お知らせさせていただきます。



- 就職・職場定着支援
- 就業に伴う生活支援
- 事業主支援
- 関係機関との連絡調整等



【就労移行支援事業所とは】

一般の就労を希望する障害者の方が、知識・能力の向上、実習、等を支援し、適性に合った職場探しや、就労後の職場定着のための支援事業を行っている事業所のことです。

＜事業所の特徴＞

支援事業所によって特徴があります。ご紹介する事業所さんは主に精神障害と比較的軽度の知的障害、身体障害を抱えた方を支援している事業所です。池袋、板橋、所沢地区において明るくきれいで先進的なスペースを備えています！

* 当事務所はあくまで支援事業所さんのご案内(お取次ぎ)であり、ご契約内容や、実際の労働者のご紹介、質問対応等はいりません。また、最初のコンタクトに関しては当事務所を経由してのおつなぎとなります。

お申込み
お問い合わせ

社会保険労務士法人ソリューション

東京都千代田区鍛冶町2-2-9 第二登栄ビル4F A号室

TEL03-6206-0248 E-mail ono@solution.or.jp

<http://www.solution.or.jp/>